

規制の事前評価書(要旨)

| | | |
|---------------------------|--|---|
| 政策の名称 | 外国から持ち込まれた無線設備を使用する無線局の一時的な運用を可能とする制度の整備 | |
| 担当部局 | 総務省 総合通信基盤局 電波部 電波政策課 | 電話番号:03-5253-5909 e-mail: core.denpa.seisaku@ml.soumu.go.jp |
| 評価実施時期 | 平成 27 年 3 月 | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【目的】 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会及び観光立国の推進を見据え、我が国の電波利用環境を維持しつつ、海外来訪者の我が国におけるICT利用環境を向上させることを目的とするものである。</p> <p>【内容】 外国から持ち込まれる携帯電話端末等について、法第103条の5に基づく総務大臣の許可を受けた「外国の無線局」の無線設備である場合には、我が国の技術基準に相当する技術基準(国際電気通信連合(ITU)無線通信部門勧告等の国際標準等)に適合すると認められるため、国内通信事業者との契約(SIM)により使用する場合も、従来の国際ローミングと同様に、第一号包括免許人が法第103条の5に基づき総務大臣の許可を受けて運用することを可能とする。 また、外国から持ち込まれるWi-Fi端末等について、本邦に入国する者が持ち込んで無線局として開設しようとする場合に、我が国の技術基準に相当する技術基準(国際電気通信連合(ITU)無線通信部門勧告等の国際標準等)に適合すると認められるときは、入国日から90日以内で総務省令で定める期間に限り、その利用を可能とする。</p> <p>【必要性】 海外来訪者が国内に一時的に持ち込む端末の利用の円滑化を進めてICT利用環境を整備するため、適合表示無線設備でない場合にも我が国における利用が可能となるよう本改正を行う必要がある。</p> | |
| | 法令の名称・関連条項とその内容 ※改正案の条文 | 電波法(昭和25年法律第131号) ・第4条(無線局の開設) ・第103条の5(特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局) |
| 規制の費用 | 費用の要素 | |
| (遵守費用) | 第一号包括免許人が本規制の対象となる携帯電話端末等を使用する無線局を運用するには、総務省令以下で定める方法により法第103条の5に基づく総務大臣の許可を受けるための申請手続を行う必要があるが、申請手数料は発生せず、また、当該手続は現在行われている法第103条の5に基づく手続を基にするものであるため、新たに発生する負担も多大でないと思込まれることから、第一号包括免許人に発生する遵守費用は限定的である。 | |
| (行政費用) | 改正後の法第4条第2項に基づき、総務大臣が本規制の対象となる法第3章に定める技術基準に相当する技術基準を指定するための費用及び本施策に関する情報提供のための費用が新たに発生するものの、当該技術基準は既に策定されている国際標準を指定するものであり、新たに発生する行政費用は限定的である。 法第103条の5に基づき、総務大臣が第一号包括免許人に許可を行うための費用及び本施策に関する情報提供のための費用が新たに発生するものの、当該許可は現在行われているものを基にするものであるため、新たに発生する行政費用は限定的である。 | |
| (その他の社会的費用) | 特になし。 | |
| 規制の便益 | 便益の要素 | |
| | 国内の通信事業者が、外国から適合表示無線設備ではないが国際ローミングが可能な携帯電話端末等を持ち込む海外来訪者に対して、自らのSIMを販売し、第一号包括免許人が当該無線設備を使用する無線局を運用することが可能となる。 また、海外来訪者が、外国から適合表示無線設備ではないが我が国の技術基準に相当する技術基準に適合するWi-Fi端末等を持ち込む場合には、一時的に当該Wi-Fi端末等を使用する無線局を自ら開設し、運用することが可能となる。 | |
| 政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等) | 法律の施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしていることから、分析対象期間を3年間とする。 今回の制度改正により新たな費用が発生するが、そのうち遵守費用は前述のとおり限定的であり、また行政費用についても多大なものとはならない見込みであると考えられる。その一方で、海外来訪者のICT利用環境が整備され、利便が増進する。また、我が国の電波利用環境を適正に維持しつつ、海外来訪者のICT利用環境の整備を進めることにより、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えた観光立国の推進に寄与するなど多大な便益が期待できる。 以上により、今回の制度改正に伴う便益は費用を上回ると考えられるため、今回の制度改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。 | |
| 有識者の見解その他関連事項 | 「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-(平成26年6月24日閣議決定) SAQ ² JAPAN Project(平成26年6月12日発表) 電波政策ビジョン懇談会最終報告書(平成26年12月26日発表) | |
| レビューを行う時期又は条件 | 法律の施行後3年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。 | |
| 備考 | 我が国の電波利用環境を適正に維持しつつ、海外来訪者のICT利用環境を整備するという目的を果たし得る必要最低限の規制手段であるため、本施策の代替案は想定されない。 | |